

【業務への影響】
 ・研究回帰率の資料利用回数について、23年3月11日の東日本大震災を受け、復旧作業のため一定期間削減したことにより、23年3月の利用回数は前年度同期の実績から1,606冊減少。

○震災対応関係の業務内容
 ・3月31日に「震災復興支援臨時対策本部」(本部屋：理事長、事務局：総務部)を設置。具体的には、国内企業の対応状況の情報収集や日本の輸出検査体制等の情報収集・フィードバックを行う輸出支援チーム、被災地の企業ニーズを把握し復興支援を行う被災地企業復興支援チーム、国内外事業所が収集した情報等をジェトロの媒体を通じて発信する海外調査チームの3チーム体制を構築。

緊急対策のための買付調査相対窓口の設置
 ・輸入規制など海外とのビジネスにトラブルが発生した場合の対応窓口を設置(日本企業向け買付調査相対窓口) (3月17日発案)

ジェトロ・ビジネスホットラインの設置
 ・震災関連状況や被災地への拠点設立の照会等に英語での対応する相談窓口も開設(国内の外資系企業向け) (3月17日発案)

ジェトロホームページ上に緊急特集ページを開設
 ・国内からの輸出に対する海外での特集強化の動き、海外進出日系企業に与える影響、日本と各国間の経済関係に及ぼす影響、国内外の放射線検査機関リストなど、この震災による国際ビジネスへの影響についての情報を速やかに掲載 (3月17日発案)

・特に各国の日本からの輸出品に対する規制情報については、農林水産物・食品のみならず、一般貨物についても輸入時の安全性検査や規制強化が継続して実施されている国・地域も多いことから、「各国規制・証明書・放射線検査機関情報ナビ」として、国・地域毎に検査基準、検査対象地域・品目等の検査内容、必要書類等の情報を集約してホームページ上に掲載した上で、随時更新

国内外の企業向けの情報収集・提供
 ・英文ホームページでも同様に緊急特集ページを開設し、風評被害を防ぐための日本の現状に関する正しい情報発信、また外資系企業の日本市場に対するポジティブな声を喚起して提供

・被災県を始め国内各地にて、県庁・商工会議所・地元の放射線検査機関等と連携して、セミナー等を52ヶ所開催、これらを通じて輸入規制への対応や風評被害対策について積極的な情報を提供

ジェトロ施設(買しオフィス)の短期復旧
 ・被災地域において海外とのビジネスに從事している企業(国内の外資系企業を含む)に対して、短期間ジェトロ本部の施設(買しオフィス)を提供

外国政府・産業界向け説明会の開催
 ・日本政府と連携し、震災を受けた日本経済の現状や原発に関する最新情報等に関する説明会を海外19都市で22回開催。また在日外国公使館や外資系企業向けに東京(3回)と大阪でも開催

海外展示会における広報ブースの設置
 ・欧米、中国、アジア等の約50の海外展示会において、風評被害防止のためのパネルや映像等を活用した広報ブースを設置

招へい(ジャーナリスト、オピニオンリーダー)
 ・日本の現状を取材してもらい、正しい情報提供がなされるようにマレーシア、中国、香港、米国等から現地メディアやオピニオンリーダー等招へい

外国関係機関への要請
 ・国際会議等の適切な場を活用し、外国の関係機関に対して日本製品の各国における風評被害防止への協力を要請

食品関連等輸出支援
 ・農林水産・食品関連産業者を対象に、業界団体や国内各地域からの要望を踏まえ、海外展示会出席やバイヤー招へい等の実施を通じて商流：取引先維持のための各種支援を展開

被災県企業向け支援
 ・海外の展示会への出張支援事業では、通常の事業に加えて、被災地企業限定の事業、特別料金の設定などの特別措置を講じて、被災地企業の海外輸出を支援

・被災地中小企業の海外販路開拓を支援するため、展示会出張支援を実施、計画。東北経産局をはじめ、地域の関係機関と協力して参加企業を募集したところ、結果として、「アジア・キャラバン」(ジェトロ主催のアジアにおける複合的な海外販路開拓支援)では、96社のうち18社が、「メゾン・エ・オブジェ」では57社のうち7社の東北企業が参加する予定

輸出有望案件支援事業
 ・優秀な商品を持っていないながら、輸出経験がない中小企業等を対象に、戦略策定、商談の立会い、契約締結など各分野の専門家が原則2年間にわたって企業を個別に支援(震災の影響等によって支援期間を延長する場合があります)
 ・被災県の登録状況(5件)
 (岩手県)：3件(機械・環境分野：1件、食品分野：2件)

【福島県】：2件(機械・環境分野：1件、繊維・デザイン分野：1件)
ミッショントラック
 ・自治体、企業などの地元ニーズを踏まえ、海外展開事業に協力(実績：宮城県、岩手県、福島県、予定：福島県)

被災自治体の海外展開事業の支援
 ・優秀な商品を持っていないながら、輸出経験がない中小企業等を対象に、戦略策定、商談の立会い、契約締結など各分野の専門家等が原則2年間にわたって企業を個別に支援(さらに被災地企業は支援期間を延長する場合があります)
 ・自治体、企業等の地元ニーズを踏まえ、海外展開のためのミッショントラック派遣事業に協力
 ・岩手、宮城、福島を中心とする自治体に対し、自治体自ら予定していたながらも震災の影響で実施困難となった海外展開事業について、自治体と相談の上、ジェトロが予算的、人的リソースを投入し、1年間に亘ってその海外展開事業を支援

大連日中貿易投資展示会(10月)へ宮城県と共同出展
 タイの金型ミッショントラック派遣事業(*タイ洪水の影響で派遣は最終的にキャンセルされた)
 ジャーナリスト、オピニオンリーダー招へい(7月中国、9月香港)

(宮城) ジャーナル・ビジネス講座開催(10月開催)
 大連日中貿易投資展示会(10月)へ岩手県と共同出展
 ジャーナリスト、オピニオンリーダー招へい(7月中国、9月香港、11月米国を予定)

(福島) 福島大学のMD&M WEST(6月・米医療機器)出展支援
 日中ものづくり商談会(9月)
 MEDICA(11月・私・医療機器)出展支援
 ジャーナリスト、オピニオンリーダー招へい(9月香港、11月米国を予定)等

・被災地域(岩手、宮城、福島)の復興支援として、中国被災3県の12社・団体の伝統産品・機械部品等を展示交易会(10月)に出展。経産省と共催で被災3県の12社・団体の伝統産品・機械部品等を展示し海外販路開拓を支援するほか、日本食品PRセンター、日本観光PRセンター、風評被害対策コーナーで構成される日本ブースを展開

理科サ・ピエス・メニエーの啓引
 ・直接被害を受けられた中小事業者・中小企業団体の方、また、被災地(青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉)に立地して間接被害を受けられた中小事業者・中小企業団体の方、さらに、震災による間接被害を受けられた全国の中小農林水産事業者、中小食品関連事業者の方に対し、ジェトロメンバーの年次賞や、海外での調査サ・ピエス・メニエーポイントメント取得サ・ピエスなどジェトロが提供する有償サービスを無償または割引料金にて提供(5月17日発表)

職員住宅の提供
 ・千葉県流山市にある江戸川台職員住宅を被災者向け住宅として、福島県相馬市と姉妹都市関係にある流山市に無償で提供。既に福島県相馬市等の18被災市町が入居

採用活動への対応
 ・震災の影響で就職活動に支障が出ている学生を対象に別途、職員採用活動を実施(5月12日発表)

特許出願に係る支援
 ・ニューヨーク、デュッセルドルフ、バンコク、北京、ソウルの各知的財産権部では、特許庁と連携して、各国特許庁に対して、東日本大震災について被災した日本の出願人等に対する救済処置を要請。また、各国にて発出された救済措置を翻訳し、ウェブサイトに掲載して、日本企業に情報提供

震災対応に貢献した成果表彰(対日投資)
 ・世界各国の建設現場やイベント会場等で、緊急の電力需要に対応してきた実績を誇る英国の大手発電所レンタル会社、東日本大震災発生後、我が国の電力会社への緊急電力供給を目的に、東京に株式会社を設立。その際、ジェトロでは、テンポラリー・オフィス(Business Support Center)の貸与、会計事務所紹介等の支援を実施

補正予算による被災地支援
 ・被災地企業を対象に11月初旬よりインテリリアライズスタイルズに約50名の海外バイヤーを招へいすること計画しているほか、海外販路開拓ミッショントラック(15回程度)を派遣、海外展示会出張支援(10回程度)を通じて、被災地企業300社以上の海外販路開拓を支援する予定

◎財務調査情報

●業務への影響(業務中止、目標未達等)
【業務への影響】
 ・福島原子力発電所事故の発生当初から、JN E S 緊急事態支援本部に職員を24時間体制で常駐させ、事故収束に向けた作業を徹底して人的資源を集中的に投入し、原子力安全・保安院からの各種要請(原子力安全・保安院等へ専門家技術者の派遣、事故対策等に係る評価・解析の実施、国内外等への情報発信)に迅速に対応(4月30日時点で約5,000人・日)

原子力安全基礎

<p>東京電力福島第一原子力発電所事故の原因等に関する調査研究の進捗状況について、最新の調査結果を踏まえ、新設炉に係る安全研究等の一部プロジェクトは先送りし、人的資源の割振りを見直しや予算の組み替えなどにより対応している。この一環として、年度予算を組み替え、23年度内に緊急に実施すべき安全研究プロジェクトとして77万円の追加を決定し、実施中。</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域への住民の一時立入に際しては、格納容器を中心とした安全管理者として移動バス・遊覧（1日あたり最大時24名）するなどの対応を優先させるため、費用削減されている検査設備等の実施を一部見送った。</p>	<p>○震災対応関係の業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力防災対策に基づき、迅速に理事長を本部長とする緊急事態支援本部を設置。 【原子力安全・保安院等への専門家派遣や技術情報の提供】 JNES緊急事態支援本部に職員を24時間体制で常駐させ、原子力安全・保安院からの各種要請に迅速に対応（9月12日以降、夜間は急務待機態勢に切替） 運営・警戒区域への住民一時立入支援など（約15,000人・日（9月未現在）の支援業務） 原子力安全を最優先に抑えらるるための技術的な支援 <ul style="list-style-type: none"> ① 東京電力福島第一原子力発電所（1号機、2号機、3号機）事故における炉心の状態に関する解析評価を行い、気中への放射性物質の総放出量を試算し公表。ヨウ素汚染で37万7千900人（注） ② 福島県内の位置に基づき、福島県内における放射性物質汚染の程度を公表（5月27日） 警戒区域一時立入への技術的支援：スクリーニング会場（中継基地）での運営支援（50名体制）、安全管理者として移動バス遊覧等（1日あたり最大時24名）を実施 平成23年6月及び9月にIAEAに提出した東京電力福島第一原子力発電所事故についての日本国政府報告書の作成支援 【現地対策本部への緊急の業務・資材提供】 独立行政法人としての活動性を活かし、原子力安全・保安院からの要請に対して年度予算を組み替えるなどして、福島県サイトセンターににおける現地対策本部の活動を中心として、防災資材の提供、運営支援、避難輸送に係る費用負担等、機動的に対応（11億円程度、9月未現在） 福島OFCにはJNES職員3名及び設備の操作や維持管理等のための運営支援要員16名の派遣に加え、JNESからJレベリング等に常駐医師2名を派遣 【国内外等への情報提供】 原子力災害時の安全マニュアル等の整備、国内外における事故別トラブル情報の集約化（発生原因と対策） 事故対応に関する日本国政府の役割の下で、技術支援委員会に参加し、NRC（米国原子力規制委員会）等から派遣された専門家とアラント状況の通報、原子炉等の定量的な制御のための作業方法、シビアアクシデント対策などについて協議し、事故対応に活用。 NRC主催の国際会議等でも事故経過を説明し、国際社会の要請に対応。 フランス放射線防護、原子力安全研究所（IRSN）理事等、OECD/NEA事務総長、韓国原子力安全技術院（KINS）、院員の訪問に対し事故情報を提供 中国規制当局に原発事故の影響に関する説明を実施 海外プレス対応を支援 	<p>○財務諸表情報</p> <p>○式川原発オフサイトセンター一分</p> <p>Ⅲ 臨時損失 100,301,079円</p> <p>○福島原発オフサイトセンター一分</p> <p>○注記事項（重要な会計方針【減損会計関係】）</p> <p>1. 減損の認識</p> <p>（1）減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要</p> <p>用途/種類/場所/帳簿価額 100,301,079円</p> <p>防災設備 工具器具備品 福島県双葉郡大熊町 100,301,079円</p> <p>防災対策車 車両運搬具 福島県双葉郡大熊町 3,450,105円</p> <p>（2）減損の損失に至った経緯</p> <p>福島県原子力発電所対策センターに設置してある工具器具備品及び車両運搬具については、福島第一原子力発電所の事故の影響で立ち入り禁止区域となっており、将来の使用の見込みが極めて限定的に存在しないため、減損を認識しております。</p> <p>（3）減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳</p> <p>用途/種類/損益計算書に計上した金額/損益計算書に計上していない金額</p> <p>防災設備/工具器具備品/0円/100,301,079円</p>
---	--	---

<p>防災対策車/車両運搬具/0円/3,450,105円</p> <p>（4）回収可能サービス価額</p> <p>工具器具備品及び車両運搬具の減損額の測定に当たっては、正味売却価額の算定が困難であることから使用価値相当額を用いており、当該資産の将来の使用の見込みが客観的に存在しないため、帳簿価額を減損計上額として相対簿価額を算定しております。</p> <p>＜附属明細書＞</p> <p>固定資産の取得、処分、減価償却費及び減損損失累計額の明細</p> <p>（注）東日本大震災に伴う津波の影響により、宮城県原子力防災対策センターに設置している防災設備が消失しております。</p> <p>種類：工具器具備品 取得価額：189,185,619円 帳簿価額：100,212,089円</p>	<p>●業務への影響（業務中止、目録未達等）</p> <p>【中止等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ソフトウェアエンジニアリングに関する技術解説やSEC成果の活用事例、海外の最新動向等をまとめた「SEC Journal」（第21〜24号）を発行（第24号については、東日本大震災の影響により4月に延期） JNES原子力安全委員会平成23年3月開催予定は震災の影響により平成23年4月に延期 地中放射能測定器の全国展開第3回（平成23年3月開催予定）は震災の影響により中止 平成22年12月から平成23年3月にかけてのOBTのリハーサルを全国規模にて実施。東日本大震災の影響により、計画停電を実施している地域における実施計画の見直しはあったが、6,560人がリハーサル試験へ参加し、全ての試験会場でOBT方式の試験運用業務を確保。 日本OSS推進フォーラムの「第8回幹事会・顧問会合」を平成23年3月31日に開催予定であったが、開催を延期（→平成23年5月27日実施）。 <p>【業務への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ライブ型オンライン研修については、平成22年度事業計画において、延べ160以上の会場において開催することになっていたが、東日本大震災の影響によりキャンセル等が相次いだため減少 通常年度末に契約を締結する案件が東日本大震災の影響により翌年度に繰り越すなどの各種要因により、分母となる全体の契約件数、金額が目標値及び平成21年度と比較して大幅に減少したため、全体の契約に占める随量契約の割合（件数、金額）が目標値及び平成21年度実績を越えた。 <p>○震災対応関係の業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害情報を基に日本電報のウェブサイト（注）を開設（4月4日） JPOポータルサイトの大会（4月28日）、震災復興支援のためのIT開発イベント（5月21日、22日）に参加、「funsainfo シンポジウム」（5月14日）、ICT復興国際会議（6月19日）の後援 23年度の情報処理技術者試験を延期し、23年度特別試験として6月26日、7月10日に実施（受験手数料を希望者に返還） 震災時の緊急支援に役立てられたクラウドサービス事業者、復旧・復興に向けたクラウドサービス安全利用に関する資料の公開（6月20日） 被災者支援情報の整理・提供サイトである fmsainfo について、震災直後から、IPA職員、末路クリエータ等が情報・運営に支援 「未踏ソフトウェア創造事業」「未踏IT人材発掘・育成事業」において採択したクリエータが震災発生後、被災者支援の活動・サービスを実施 地元ニーズの把握のため、幹事職員等を被災地域に派遣し、自治体関係者と意見交換 職員（新卒）募集期間の延長（9月18日） 「くらしと経済の基盤としてのIT」に着目した研究会を発足 <p>本研究会では、平成23年3月に発生した東日本大震災の復興支援を含め、災害発生時におけるITの果たすべき役割の検討も加えた検討も行っており、IPAとして実施可能なものから優先的に移行するとともに、最終的な検討結果を取りまとめた報告書を23年度末に取りまとめるとする予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全な外部作業環境を構築するため、外部のPCから安全にIPA内ネットワーク資源にアクセスする機能を構築。本機能は、平成23年3月に発生した東日本大震災への対応において、システム運用担当者が出動できなくとも作業が行える体制づくりにも活用。 <p>◎財務諸表情報</p> <p>＜注記事項＞</p> <p>臨時損失に計上されている関係会社株式減損額は関係会社の解散及び損害によるものです。</p> <p>○災害によるもの</p> <p>株式会社創台ソフトウェアセンター 14,781,534円</p> <p>株式会社システムソリューションセンターとちぎ 16,935,484円</p>
--	--

国土交通省

○出資業務

- 東日本大震災により被害を受けた出東三セクの評価損 関係会社株式評価損 0.04 億円
- 22年度倒産防止共済助成 中小企業倒産防止共済助成 91 億円
- 工業再配置等業務特別助成 うち東日本大震災に係る影響額 33 億円
- 土地関係債権管理費等 うち東日本大震災による被災企業への暫賦債権等 27 億円
- 貸倒引当金繰入額 26 億円
- 国土関係債権管理費及び貸付債権管理 うち東日本大震災による被災企業への暫賦債権等について、債権区分等の見直しを実施。 貸倒引当金繰入額 5 億円(影響額 8 億円)

<p>法人名 土木研究所</p>	<p>法人への影響（業務中止、目標未達等）</p> <p>○震災対応関係の業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震発生後、土木研究所内に於て3月11日に災害対策本部（本部長：理事長）を立ち上げ、職員の出発確認、施設の被災状況把握を実施し、外部からの技術指導要請等に対処可能な体制を早急に整えた。 災害対策本部の立ち上げにより、今回の震災被害に対し、国や地方自治体からの要請に早期に対応が可能となり、土木研究所より技術指導のため、のべ206名の職員を派遣した（23年10月末まで）。 被災地では、津波の影響を受けた橋梁、液状化した河川堤防、下水道施設等の被災状況の調査を実施し、供用性の判断、公衆衛生の確保、応急復旧工法等に係る技術的助言を行った。 本産や関係する企業により各地で発生した被害に対し、被災状況の調査、二次災害の防止や復旧工法に係る技術的助言を行った。 津波により被災した橋梁、液状化した河川堤防、道路等について、被災発生メカニズムの解明や被害軽減のための対策に関する調査、研究開発を実施中であり、研究成果は国の技術基準等に反映される予定。 被害調査結果及び解析結果に関する一般向けの報告会を、国土技術政策総合研究所及び建築研究所とともに、4月26日に宇術総合センター（一棟記念講堂）で開催。 国土交通省が設置した「液状化対策技術検討会議」に参加し、東日本大震災における液状化による被害実態等の把握、液状化判定手法の検証等に貢献した。 所内の前向きを目的として、所内の電力使用状況の見える化（ロビーモニターで表示）、大型実験施設の使用計画の調整等の取り組みを実施。 今回の震災に対する活動をとりとめ、土木研究所のホームページにて早期に公表を行った（一部は英文でも発信）。 <p>◎財務調査情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 注記事項 平成23年3月11日金曜日午後、東北地方太平洋沖地震の発生により建造物実験施設及びダム水理実験施設の一部に被害が生じた。設備等に要する財源がございますが、施設整備費補助金をもって措置する方針でございます。
<p>建築研究所</p>	<p>法人への影響（業務中止、目標未達等）</p> <p>○震災対応関係の業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震発生の日中に、地震災害対策本部（本部長：理事長）を立ち上げた。同本部会議により、所の初動対応として、職員の安全確認、施設の被災状況把握、国からの要請に基づく調査チームの派遣を決定した。 地震発生の日（平成23年3月12日）より、国土交通省の要請を受け、建築物被害調査を実施している。 建築物の被害調査では、平成23年9月1日までに、40回、のべ95名を派遣。 東日本大震災における建築物の地震動・津波被害について560ページに及ぶ調査報告書をとりとめ、5月13日に公表した。また、9月16日には英語版の調査報告書も公表した。 東日本大震災における津波シミュレーションや断層すべり分布の情報や地震発生の日日にホームページで公開した。 建築研究所では全国の主要な都市の建築物に強震観測計を設置しており、東北地方太平洋沖地震の観測結果を多数収集することにより、地震発生の日から特設ホームページにて英文、和文にて観測結果を随時公開した。 これらの成果は選別として取りまとめ、国土交通省に提供するとともに、所の特設ホームページで随時公開しており、今後の復興・復旧に必要な国の関連行政機関の立案や技術基準の策定等に有効な基礎的資料として活用される予定。 4月26日に被害調査等の概要を通報する東日本大震災調査報告会を開催した（来場者：597名）。6月10日にも建築分野における東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）調査報告会を開催した（来場者：208名）。 震災関連の研究開発を推進するため、7月26日に防災業務計画を改正し、所内に「東日本大震災対策研究推進本部」を新たに設置した。 4半期毎に発信している広報誌において、7月及び10月の2回に亘って震災の特集を組み、情報発信に努めた。 9月9日に国土交通省において、建築研究所第6回専門雑誌記者懇談会を開催し、東日本大震災での建築研究所の対応や建築物被害調査状況を告知させた。 建築研究所が中心となり、民間の知見も活用しつつ、東部精細地震動に対する応答評価技術の高度化、津波に対する建築物及び地震動に対する天井等非構造的部材の構造安全性等の検討を推進。成果は、今後、国が技術

航空技術研究所	<p>被害を見直す際の技術的知見として活用される見込み。</p> <p>◎財務諸表情報</p> <p>—</p> <p>●業務への影響（業務中止、目標未達等） 【中止等】 ・新たな排出ガス検査方法に関する調査研究）平成 22 年度中での開催を予定していた第 2 回の検討会を延期し、6月に改めて開催。</p> <p>○震災対応関係の業務内容</p> <p>◎財務諸表情報</p> <p>—</p> <p>●業務への影響（業務中止、目標未達等） 【中止等】 ・4 回目の公開実験を準備していたが、開催を中止 ○震災対応関係の業務内容 ・国土交通省に対し、放射性物質の輸送に関する技術的知見を提供</p> <p>◎財務諸表情報</p> <p>—</p> <p>●業務への影響（業務中止、目標未達等）</p> <p>○震災対応関係の業務内容 ・国土交通省からの要請を受けて、東北地方及び茨城県の各港湾・空港等に調査団を派遣し、港湾・空港及びその周辺における津波・地震による被災状況、復旧に向けた調査を実施。 ・港湾の専門家を被災調査のため釜石港等に派遣 ・釜石港における津波による被災過程の検証結果を HP で公開</p> <p>◎財務諸表情報</p> <p>—</p> <p>●業務への影響（業務中止、目標未達等） 【中止等】 ・平成 23 年 2 月から受け入れた学生 1 名については、平成 23 年 3 月の大震災とその後の原子力発電所障害の影響によるフランス政府からの退避勧告を受け、3 月に帰国した。このため、この学生の研修は中止。 ・ISSR モード S の高圧運用技術の研究」において、総合実験（性能および性能の最終的な検証を行う実験）を平成 23 年 3 月に実施を予定していたが、若沼分室が被災したため、延期。 ・「GNSS 精密進入における安全性解析とリスク管理技術の開発」において、GBAS 安全性コンセンサスを検証するプロトタイプ装置の設置、運転後試験の開始により飛行実験の一部が中止。 ・「航空機の安全運航支援技術に関する研究」において、拡張スキッタを使用した FIS-B 実施の可能性についての調査・検討の中で、航空機による飛行試験を予定していたが、震災による影響で中止。</p> <p>○震災対応関係の業務内容</p> <p>◎財務諸表情報</p> <p>—</p> <p>◎被災関係 当期に減損を認識した資産 1. 資産の種類、名称 有形固定資産 乗物 (1) 使用用途及び場所 若沼分室の用 互換機岩泊市 (2) 帳簿価額等の概要 486,865 円 (3) 減損の認識に至った経緯 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、資産の滅失損壊がおこり、その使用目的に沿った機能を失い、将来の使用見込みが客観的に存在しなくなったため、減損を認識しました。 2. 資産の種類、名称 有形固定資産 構築物 (1) 使用用途及び場所 若沼分室の用 岩崎島岩泊市</p>
航空技術研究所	<p>被害を見直す際の技術的知見として活用される見込み。</p> <p>◎財務諸表情報</p> <p>—</p> <p>●業務への影響（業務中止、目標未達等） 【中止等】 ・新たな排出ガス検査方法に関する調査研究）平成 22 年度中での開催を予定していた第 2 回の検討会を延期し、6月に改めて開催。</p> <p>○震災対応関係の業務内容</p> <p>◎財務諸表情報</p> <p>—</p> <p>●業務への影響（業務中止、目標未達等） 【中止等】 ・4 回目の公開実験を準備していたが、開催を中止 ○震災対応関係の業務内容 ・国土交通省に対し、放射性物質の輸送に関する技術的知見を提供</p> <p>◎財務諸表情報</p> <p>—</p> <p>●業務への影響（業務中止、目標未達等）</p> <p>○震災対応関係の業務内容 ・国土交通省からの要請を受けて、東北地方及び茨城県の各港湾・空港等に調査団を派遣し、港湾・空港及びその周辺における津波・地震による被災状況、復旧に向けた調査を実施。 ・港湾の専門家を被災調査のため釜石港等に派遣 ・釜石港における津波による被災過程の検証結果を HP で公開</p> <p>◎財務諸表情報</p> <p>—</p> <p>●業務への影響（業務中止、目標未達等） 【中止等】 ・平成 23 年 2 月から受け入れた学生 1 名については、平成 23 年 3 月の大震災とその後の原子力発電所障害の影響によるフランス政府からの退避勧告を受け、3 月に帰国した。このため、この学生の研修は中止。 ・ISSR モード S の高圧運用技術の研究」において、総合実験（性能および性能の最終的な検証を行う実験）を平成 23 年 3 月に実施を予定していたが、若沼分室が被災したため、延期。 ・「GNSS 精密進入における安全性解析とリスク管理技術の開発」において、GBAS 安全性コンセンサスを検証するプロトタイプ装置の設置、運転後試験の開始により飛行実験の一部が中止。 ・「航空機の安全運航支援技術に関する研究」において、拡張スキッタを使用した FIS-B 実施の可能性についての調査・検討の中で、航空機による飛行試験を予定していたが、震災による影響で中止。</p> <p>○震災対応関係の業務内容</p> <p>◎財務諸表情報</p> <p>—</p> <p>◎被災関係 当期に減損を認識した資産 1. 資産の種類、名称 有形固定資産 乗物 (1) 使用用途及び場所 若沼分室の用 互換機岩泊市 (2) 帳簿価額等の概要 486,865 円 (3) 減損の認識に至った経緯 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、資産の滅失損壊がおこり、その使用目的に沿った機能を失い、将来の使用見込みが客観的に存在しなくなったため、減損を認識しました。 2. 資産の種類、名称 有形固定資産 構築物 (1) 使用用途及び場所 若沼分室の用 岩崎島岩泊市</p>

航空技術研究所	<p>被害を見直す際の技術的知見として活用される見込み。</p> <p>◎財務諸表情報</p> <p>—</p> <p>●業務への影響（業務中止、目標未達等） 【中止等】 ・新たな排出ガス検査方法に関する調査研究）平成 22 年度中での開催を予定していた第 2 回の検討会を延期し、6月に改めて開催。</p> <p>○震災対応関係の業務内容</p> <p>◎財務諸表情報</p> <p>—</p> <p>●業務への影響（業務中止、目標未達等） 【中止等】 ・4 回目の公開実験を準備していたが、開催を中止 ○震災対応関係の業務内容 ・国土交通省に対し、放射性物質の輸送に関する技術的知見を提供</p> <p>◎財務諸表情報</p> <p>—</p> <p>●業務への影響（業務中止、目標未達等）</p> <p>○震災対応関係の業務内容 ・国土交通省からの要請を受けて、東北地方及び茨城県の各港湾・空港等に調査団を派遣し、港湾・空港及びその周辺における津波・地震による被災状況、復旧に向けた調査を実施。 ・港湾の専門家を被災調査のため釜石港等に派遣 ・釜石港における津波による被災過程の検証結果を HP で公開</p> <p>◎財務諸表情報</p> <p>—</p> <p>●業務への影響（業務中止、目標未達等） 【中止等】 ・平成 23 年 2 月から受け入れた学生 1 名については、平成 23 年 3 月の大震災とその後の原子力発電所障害の影響によるフランス政府からの退避勧告を受け、3 月に帰国した。このため、この学生の研修は中止。 ・ISSR モード S の高圧運用技術の研究」において、総合実験（性能および性能の最終的な検証を行う実験）を平成 23 年 3 月に実施を予定していたが、若沼分室が被災したため、延期。 ・「GNSS 精密進入における安全性解析とリスク管理技術の開発」において、GBAS 安全性コンセンサスを検証するプロトタイプ装置の設置、運転後試験の開始により飛行実験の一部が中止。 ・「航空機の安全運航支援技術に関する研究」において、拡張スキッタを使用した FIS-B 実施の可能性についての調査・検討の中で、航空機による飛行試験を予定していたが、震災による影響で中止。</p> <p>○震災対応関係の業務内容</p> <p>◎財務諸表情報</p> <p>—</p> <p>◎被災関係 当期に減損を認識した資産 1. 資産の種類、名称 有形固定資産 乗物 (1) 使用用途及び場所 若沼分室の用 互換機岩泊市 (2) 帳簿価額等の概要 486,865 円 (3) 減損の認識に至った経緯 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、資産の滅失損壊がおこり、その使用目的に沿った機能を失い、将来の使用見込みが客観的に存在しなくなったため、減損を認識しました。 2. 資産の種類、名称 有形固定資産 構築物 (1) 使用用途及び場所 若沼分室の用 岩崎島岩泊市</p>
航空技術研究所	<p>被害を見直す際の技術的知見として活用される見込み。</p> <p>◎財務諸表情報</p> <p>—</p> <p>●業務への影響（業務中止、目標未達等） 【中止等】 ・新たな排出ガス検査方法に関する調査研究）平成 22 年度中での開催を予定していた第 2 回の検討会を延期し、6月に改めて開催。</p> <p>○震災対応関係の業務内容</p> <p>◎財務諸表情報</p> <p>—</p> <p>●業務への影響（業務中止、目標未達等） 【中止等】 ・4 回目の公開実験を準備していたが、開催を中止 ○震災対応関係の業務内容 ・国土交通省に対し、放射性物質の輸送に関する技術的知見を提供</p> <p>◎財務諸表情報</p> <p>—</p> <p>●業務への影響（業務中止、目標未達等）</p> <p>○震災対応関係の業務内容 ・国土交通省からの要請を受けて、東北地方及び茨城県の各港湾・空港等に調査団を派遣し、港湾・空港及びその周辺における津波・地震による被災状況、復旧に向けた調査を実施。 ・港湾の専門家を被災調査のため釜石港等に派遣 ・釜石港における津波による被災過程の検証結果を HP で公開</p> <p>◎財務諸表情報</p> <p>—</p> <p>●業務への影響（業務中止、目標未達等） 【中止等】 ・平成 23 年 2 月から受け入れた学生 1 名については、平成 23 年 3 月の大震災とその後の原子力発電所障害の影響によるフランス政府からの退避勧告を受け、3 月に帰国した。このため、この学生の研修は中止。 ・ISSR モード S の高圧運用技術の研究」において、総合実験（性能および性能の最終的な検証を行う実験）を平成 23 年 3 月に実施を予定していたが、若沼分室が被災したため、延期。 ・「GNSS 精密進入における安全性解析とリスク管理技術の開発」において、GBAS 安全性コンセンサスを検証するプロトタイプ装置の設置、運転後試験の開始により飛行実験の一部が中止。 ・「航空機の安全運航支援技術に関する研究」において、拡張スキッタを使用した FIS-B 実施の可能性についての調査・検討の中で、航空機による飛行試験を予定していたが、震災による影響で中止。</p> <p>○震災対応関係の業務内容</p> <p>◎財務諸表情報</p> <p>—</p> <p>◎被災関係 当期に減損を認識した資産 1. 資産の種類、名称 有形固定資産 乗物 (1) 使用用途及び場所 若沼分室の用 互換機岩泊市 (2) 帳簿価額等の概要 486,865 円 (3) 減損の認識に至った経緯 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、資産の滅失損壊がおこり、その使用目的に沿った機能を失い、将来の使用見込みが客観的に存在しなくなったため、減損を認識しました。 2. 資産の種類、名称 有形固定資産 構築物 (1) 使用用途及び場所 若沼分室の用 岩崎島岩泊市</p>

航空大 学校	<p>の船内への浸水被害はなく、いずれも補修による原状回復を予定しており、損害額は軽微であります。これらの補修費用については、平成23年度1次補正予算又は損害保険金の充当が予定されております。</p> <p>●業務への影響（業務中止、目標未達等）</p> <p>【業務への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災により仙台分校（庁舎及び設備等）が被災したことから、特に以下の業務に影響を受けた。 <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度入学試験の実施時期及び規模の変更 出願受付（5月17日～6月30日）～7月20日～8月19日）募集人員（72名以内→36名以内） 外部講師による教職員への安全教育の実施を延期（平成23年3月～平成23年6月） 操縦士養成機関建設会議の開催を延期（平成23年3月～未定） <p>○震災対応関係の業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 大震災当日に仙台分校において訓練中の学生（34名）及び教職員（24名）の安全確認を実施
自動車 検査 人	<p>○業務への影響（業務中止、目標未達等）</p> <p>【業務への影響】</p> <p>減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要</p> <p>種類：建物</p> <p>用途：給排水設備、空調設備、電気設備、通信装置等</p> <p>場所：宮城県岩沼市</p> <p>帳簿価額：82,179,091円</p> <p>種類：構築物</p> <p>用途：境界標、橋柱、構内電信線路等</p> <p>場所：宮城県岩沼市</p> <p>帳簿価額：19,514,388円</p> <p>種類：航空機</p> <p>用途：ヒューテラフラ形式C90A型航空機</p> <p>場所：宮城県岩沼市</p> <p>帳簿価額：28,256,478円</p> <p>2. 減損の認識に至った経緯</p> <p>東日本大震災による被災損壊により、当該資産の使用可能性の著しい低下が認められており、将来の使用の見込みもなないため、減損を認識しております。</p>
鉄道 施設 整備 設備 整備	<p>●業務への影響（業務中止、目標未達等）</p> <p>○震災対応関係の業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮城県からの要請に基づき、2名の職員を派遣し、仙台空港線の復旧に向けた支援を実施 中小民鉄等鉄道施設の津波被災状況調査及び復旧方針検討業務 東北新幹線復旧支援のため、軌道工事及び軌道整備に必要な工事機材等を貸出し 宮城県からの要請により山形市太白区の長町地区に保有する処分用地を被災地支援（応急仮設住宅設置）のため無償で提供 東日本大震災に対応するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」の規定に基づき、平成23年度末までに1.2兆円を回庫へ納付

国際 関係 機関	<p>○財務諸表情報</p> <p>＜重要な後発事象＞</p> <p>【震災対策関係の業務内容】</p> <p>平成23年5月22日に施行された震災対策法第4条の規定に従い、平成23年度において積立金より1,200,000,000円の出庫納付を行うこととなります。</p> <p>●業務への影響（業務中止、目標未達等）</p> <p>【中止等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災や原子力発電所問題などにより核燃料シースンに訪日するツアー商品を対象とした販促支援キャンペーンや海外メディアとタイアップした日本観光ガイドブックの企画、制作支援といった大型事業の先送りを行った。 【業務への影響】 平成22年度のTICの来訪者数は、平成23年3月11日の東日本大震災発生から年度末までは対前年同月比67.8%と大きく減少
水 資源 機構	<p>○震災対応関係の業務内容</p> <p>【地震発生直後から平成23年8月までの主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大震災対策本部を設け（震災発生直後） 地震発生当日、3月11日深夜に英語、中国語、韓国語、中国語の4言語による情報ポータルサイトを立ち上げ、観光庁と連携のうえ、気象庁の地震津波情報、東北や関東を中心とした交通情報、計画停電情報、多言語での各種相談窓口情報等、訪日旅行者の外国人が必要とする多様な情報を日々更新し提供（震災発生直後～） ホームページにおいて「緊急災害電話通訳」サービス（無料）を周知 訪日外国人旅行者向け観光案内所（TIC）における英語・中国語・韓国語での24時間体制での電話対応（震災発生直後～平成23年4月） 震災発生後1ヶ月を契機に、ウェブサイトをリニューアルし、平常通りの画面の様子などを映した期間の紹介や日本各地の観光情報などの、客観的に正確な情報提供を拡充（平成23年4月～） 海外事務所により、観光庁と連携のうえ、日本での状況を正しく理解してもらうため、現地旅行会社や航空会社との意見交換会や在外公館等と協力したセミナーを実施（平成23年3月～） 国際会議において、観光庁長官やJNTO理事長名による支援メッセージを発出（いくつかの会議は予定通り日本で開催されることとなった）。開催が確認された会議についても、海外からの参加者確保へのサポートのために、継続してレターを発出（平成23年3月～） 各市場において、facebook、twitter等ソーシャル・ネットワーク・システム（SNS）を活用した日本の最新情報発信を強化。シンガポール市場では、学生100名が東北地方を訪問し、韓国後facebookを通じて最新情報発信を行う「シンガポール東北親善大使」事業を実施（平成23年3月～） ヒジット・ジャパン事業の「緊急対応事業」（安心で安全な日本の現状を実際に見て体験してもらうため、海外の旅行事業者約530社、610名、メテリア約270社、390名、合計約800社、1,000名の方々と協働）に協力（平成23年5月～8月） JNTO独自の取り組みとしてアジア市場の回復に向けた緊急対応（情報発信）を実施。具体的には、中国市場における有名日本人コラムニストと連携した緊急情報発信、台湾市場における台北チャーター一度の再調査と連携した東北復興支援事業、タイ市場での在外公館との連携による緊急情報発信事業（平成23年8月～9月）などを実施 <p>【平成23年9月以降の主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、ウェブやSNSを通じて震災後の日本の最新情報の提供を行うとともに、観光庁のビジョン・ジャパン事業による旅行時憲法出版、広告事業、及びJNTO独自の海外事務所による旅行会社を対象とするセミナー開催等を通じて、日本の安全・安心な旅行先としての信頼回復に注力 <p>○財務諸表情報</p> <p>●業務への影響（業務中止、目標未達等）</p> <p>○震災対応関係の業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 霞ヶ浦用水、利根川河口堰及び印旛沼開発の各施設で堤防、護岸等に沈下・すべり・亀裂など 管轄管内用水、成田用水、東総用水、霞ヶ浦用水及び房総疎水等の各施設では、管水階からの漏水、管轄管内の耕地や溝の沈下、亀裂や漏水機等被害の発生 発生後各施設が直ちに防災体制をとるのに対応して、本社防災本部を立ち上げ24時間体制で災害復旧に（施設点検） 3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震をはじめ、3月12日から3月31日までには連携管理施設で安

<p>全点検を行う必要が生じた地震（強度 4 以上またはダム基礎地盤において 25g a l 以上）は 15 回発生した。これらの地震発生時においては、早朝・夜間・休日を問わず速やかに防災態勢を執り、延べ 39 の施設で防災態勢を執り、施設の臨時点検を行い、安全確認を行った。</p> <p>(応急復旧対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本社をはじめ全国の支社局、事務所から、機嫌全職員約 1 割に相当する 155 人の職員を派遣派遣 (5 月 1 日まで、延べ 1,101 人・日に相当) するなど全体的な体制を執った。被災した事務所では、必要な資機材、車両、燃料、食料、寝具等の物資の確保が相当困難な状況であったことから、各施設で必要な物資、スタッフ及び消費状況を確認しながら、全社的な応援体制により、必要な物資の確保や配達を職員の応援派遣と併せて実施した。 ● 地震発生後直ちに施設点検を実施した結果、茨城県及び千葉県に所在する施設 (利根川河口堰、霞ヶ浦開閉弁、印旛沼開閉弁、北総常備用水、成田常備用水、霞ヶ浦常備用水、霞ヶ浦水塔) において、用水塔や湖岸堤防の被災が確認されたため、成田常備用水を被災箇所へ派遣するなどして直ちに応急工事を実施するとともに、国に対する災害復旧工事の申請手続きを行い、災害復旧工事を実施中である。 <p>(特筆事項)</p> <p>霞ヶ浦用水では、被災状況から復旧には約 1 ヶ月を要することが予想されたが、本社や他の事務所からの応援委員の派遣、理事による現地での陣頭指揮、同口径の二連管管である特長を活かした応急復旧など速やかな復旧対応を行い、発生後 7 日後の 3 月 18 日には水道用水及び工業用水の供給を再開した。またこの間、霞ヶ浦用水の送水が停止したことで、茨城県桜川市の水道が断水したため、可搬式海水淡水化装置を用いて設備職員が直営作業により給水活動を実施した。この結果、同市水道課を通じて市民及び病院等へ 9 日間で約 115m³ (約 3 万 8 千人分の飲料水相当) の給水を行った。</p> <p>北総常備用水では、被災により管線の漏水が発生したため、大規模地区等に備えて備蓄拠点 (利根導水施設内) に配備していた湧水対策機材を搬送し、速やかな応急復旧を行った。</p> <p>茨城県女川町の要請を受け、同町の被災地であり木土からの送水管の破損により水道用水の供給ができないう江島 (えのしま、人口約 1 万人) に、9 月 25 日から可搬式海水淡水化装置を提供するとともに、水質調査機材を派遣し、水道用水の確保を行う予定。</p> <p>(計画停電の影響)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 計画停電の影響で都市用水への供給が断念された東総用水東庄浄水場場場に大規模機器等に備えて備蓄拠点 (利根導水施設内) に配備していた可搬式ポンプ車を配備し、浄水場への用水の安定供給に備えた。 ● 天沼浄水場 (利根導水) では、計画停電によるポンプ供給停止の影響を回避するため、不足水量 0.745 m³ / s を同じく利根大堰から取水する武蔵水塔を活用して振り替え供給することとし、改築工事中の武蔵水塔の供給能力を確保した上で河川管理者や利水者等との調整を行った。この結果、3 月 14 日に振り替え供給を開始し、停電時の影響を回避した。 ● 矢木沢ダム、奈良原ダムを含む利根川上流の 4 ダムの発電所では、水力発電を最大限出力するようにととの東京電力から要請を受け、3 月 28 日から 3 月 31 日までの間、通常時の放流に加え放流量を合計 266 万 m³ (日平均 10m³ / s、約 34,650 kW の出力増に相当し、約 11,550 戸の使用電力に相当する。) 増量する弾力運用を行った。 	<p>自動車事故対策</p> <p>● 業務への影響 (業務中止、目標未達等)</p> <p>【業務への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仙台北支所及び福島支所の休養 ● 施設の被災 (東北福祉センター (仙台市太白区)：地震により自家発電設備の一部が破損し、使用不能、千葉県福祉センター (千葉県美浜区)：液状化により、敷地内に施設箇所が多数発生するとともに、給排水施設の一部が破損し、一部のトイレ、風呂が使用不能) 等 	<p>空港周知</p> <p>● 業務への影響 (業務中止、目標未達等)</p> <p>【業務への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仙台支所及び福島支所業務再開 (3 月 28 日(月)) ● 東北及び千葉福祉センターにおいて損壊した設備・施設の復旧を実施 (千葉 1.6 億円 (一次補正)) ● 3 県 (仙台、宮城、福島) の被災中の債務者 792 名全員の対応に、「半年間の履行延期措置」を可能とし (返済金は発生しない)、439 名に対し履行延期を実施した (連絡が取れず履行延期した者を含む)。 ● 東北福祉センターにおける経管米費等医療物資の不足について、他の福祉センター等からの緊急輸送で対応
<p>被災状況</p> <p>● 業務への影響 (業務中止、目標未達等)</p> <p>【業務への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者への U/R 業務の提供 (一定期間無償貸与)：全国で約 930 戸が入居決定。 ● 応急仮設住宅建設用地の提供 計約 8.3ha ● 宮城県仙台市 (仙台市および仙台市周辺地区) ● 福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 0.64ha ● 福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 6.9ha ● 福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 0.74ha、福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 1.82ha ● 国土交通省からの要請に基づき、宮城県、岩手県、福島県に、応急仮設住宅の建設に係る支援 (候補地調査、配置計画の策定、設計、工事監理等の業務) の要員として、延べ 181 名 (第 22 次迄) の職員を派遣。また、応急仮設住宅建設事業費交付業務に係る支援職員として職員 1 名を派遣 (東京都内)。 ● 応急仮設住宅建設の派遣 (1 市 3 名) ● 国土交通省からの要請に基づき、「被災宅地危険判定」を担当する職員 3 名を山台市に派遣。 ● 復興支援： <ul style="list-style-type: none"> ● 岩手県からの要請を受けた国土交通省からの要請に基づき、岩手県下被災市町村等に職員を派遣。(22 名、うち 2 名は市に出向) ● 宮城県からの要請を受けた国土交通省からの要請に基づき、宮城県下被災市町村等に職員を派遣。(24 名) ● 現地派遣者の支援を行う組織として本社に震災復興支援室を設置。 ● ホームページ及び研修サイトに法人の対応状況等を逐一掲載し、被災者等へ最新の情報を提供 	<p>空港周知</p> <p>● 業務への影響 (業務中止、目標未達等)</p> <p>【業務への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者への U/R 業務の提供 (一定期間無償貸与)：全国で約 930 戸が入居決定。 ● 応急仮設住宅建設用地の提供 計約 8.3ha ● 宮城県仙台市 (仙台市および仙台市周辺地区) ● 福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 0.64ha ● 福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 6.9ha ● 福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 0.74ha、福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 1.82ha ● 国土交通省からの要請に基づき、宮城県、岩手県、福島県に、応急仮設住宅の建設に係る支援 (候補地調査、配置計画の策定、設計、工事監理等の業務) の要員として、延べ 181 名 (第 22 次迄) の職員を派遣。また、応急仮設住宅建設事業費交付業務に係る支援職員として職員 1 名を派遣 (東京都内)。 ● 応急仮設住宅建設の派遣 (1 市 3 名) ● 国土交通省からの要請に基づき、「被災宅地危険判定」を担当する職員 3 名を山台市に派遣。 ● 復興支援： <ul style="list-style-type: none"> ● 岩手県からの要請を受けた国土交通省からの要請に基づき、岩手県下被災市町村等に職員を派遣。(22 名、うち 2 名は市に出向) ● 宮城県からの要請を受けた国土交通省からの要請に基づき、宮城県下被災市町村等に職員を派遣。(24 名) ● 現地派遣者の支援を行う組織として本社に震災復興支援室を設置。 ● ホームページ及び研修サイトに法人の対応状況等を逐一掲載し、被災者等へ最新の情報を提供 	<p>空港周知</p> <p>● 業務への影響 (業務中止、目標未達等)</p> <p>【業務への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者への U/R 業務の提供 (一定期間無償貸与)：全国で約 930 戸が入居決定。 ● 応急仮設住宅建設用地の提供 計約 8.3ha ● 宮城県仙台市 (仙台市および仙台市周辺地区) ● 福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 0.64ha ● 福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 6.9ha ● 福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 0.74ha、福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 1.82ha ● 国土交通省からの要請に基づき、宮城県、岩手県、福島県に、応急仮設住宅の建設に係る支援 (候補地調査、配置計画の策定、設計、工事監理等の業務) の要員として、延べ 181 名 (第 22 次迄) の職員を派遣。また、応急仮設住宅建設事業費交付業務に係る支援職員として職員 1 名を派遣 (東京都内)。 ● 応急仮設住宅建設の派遣 (1 市 3 名) ● 国土交通省からの要請に基づき、「被災宅地危険判定」を担当する職員 3 名を山台市に派遣。 ● 復興支援： <ul style="list-style-type: none"> ● 岩手県からの要請を受けた国土交通省からの要請に基づき、岩手県下被災市町村等に職員を派遣。(22 名、うち 2 名は市に出向) ● 宮城県からの要請を受けた国土交通省からの要請に基づき、宮城県下被災市町村等に職員を派遣。(24 名) ● 現地派遣者の支援を行う組織として本社に震災復興支援室を設置。 ● ホームページ及び研修サイトに法人の対応状況等を逐一掲載し、被災者等へ最新の情報を提供
<p>被災状況</p> <p>● 業務への影響 (業務中止、目標未達等)</p> <p>【業務への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者への U/R 業務の提供 (一定期間無償貸与)：全国で約 930 戸が入居決定。 ● 応急仮設住宅建設用地の提供 計約 8.3ha ● 宮城県仙台市 (仙台市および仙台市周辺地区) ● 福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 0.64ha ● 福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 6.9ha ● 福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 0.74ha、福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 1.82ha ● 国土交通省からの要請に基づき、宮城県、岩手県、福島県に、応急仮設住宅の建設に係る支援 (候補地調査、配置計画の策定、設計、工事監理等の業務) の要員として、延べ 181 名 (第 22 次迄) の職員を派遣。また、応急仮設住宅建設事業費交付業務に係る支援職員として職員 1 名を派遣 (東京都内)。 ● 応急仮設住宅建設の派遣 (1 市 3 名) ● 国土交通省からの要請に基づき、「被災宅地危険判定」を担当する職員 3 名を山台市に派遣。 ● 復興支援： <ul style="list-style-type: none"> ● 岩手県からの要請を受けた国土交通省からの要請に基づき、岩手県下被災市町村等に職員を派遣。(22 名、うち 2 名は市に出向) ● 宮城県からの要請を受けた国土交通省からの要請に基づき、宮城県下被災市町村等に職員を派遣。(24 名) ● 現地派遣者の支援を行う組織として本社に震災復興支援室を設置。 ● ホームページ及び研修サイトに法人の対応状況等を逐一掲載し、被災者等へ最新の情報を提供 	<p>空港周知</p> <p>● 業務への影響 (業務中止、目標未達等)</p> <p>【業務への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者への U/R 業務の提供 (一定期間無償貸与)：全国で約 930 戸が入居決定。 ● 応急仮設住宅建設用地の提供 計約 8.3ha ● 宮城県仙台市 (仙台市および仙台市周辺地区) ● 福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 0.64ha ● 福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 6.9ha ● 福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 0.74ha、福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 1.82ha ● 国土交通省からの要請に基づき、宮城県、岩手県、福島県に、応急仮設住宅の建設に係る支援 (候補地調査、配置計画の策定、設計、工事監理等の業務) の要員として、延べ 181 名 (第 22 次迄) の職員を派遣。また、応急仮設住宅建設事業費交付業務に係る支援職員として職員 1 名を派遣 (東京都内)。 ● 応急仮設住宅建設の派遣 (1 市 3 名) ● 国土交通省からの要請に基づき、「被災宅地危険判定」を担当する職員 3 名を山台市に派遣。 ● 復興支援： <ul style="list-style-type: none"> ● 岩手県からの要請を受けた国土交通省からの要請に基づき、岩手県下被災市町村等に職員を派遣。(22 名、うち 2 名は市に出向) ● 宮城県からの要請を受けた国土交通省からの要請に基づき、宮城県下被災市町村等に職員を派遣。(24 名) ● 現地派遣者の支援を行う組織として本社に震災復興支援室を設置。 ● ホームページ及び研修サイトに法人の対応状況等を逐一掲載し、被災者等へ最新の情報を提供 	<p>空港周知</p> <p>● 業務への影響 (業務中止、目標未達等)</p> <p>【業務への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者への U/R 業務の提供 (一定期間無償貸与)：全国で約 930 戸が入居決定。 ● 応急仮設住宅建設用地の提供 計約 8.3ha ● 宮城県仙台市 (仙台市および仙台市周辺地区) ● 福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 0.64ha ● 福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 6.9ha ● 福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 0.74ha、福島県いわき市 (いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地：約 1.82ha ● 国土交通省からの要請に基づき、宮城県、岩手県、福島県に、応急仮設住宅の建設に係る支援 (候補地調査、配置計画の策定、設計、工事監理等の業務) の要員として、延べ 181 名 (第 22 次迄) の職員を派遣。また、応急仮設住宅建設事業費交付業務に係る支援職員として職員 1 名を派遣 (東京都内)。 ● 応急仮設住宅建設の派遣 (1 市 3 名) ● 国土交通省からの要請に基づき、「被災宅地危険判定」を担当する職員 3 名を山台市に派遣。 ● 復興支援： <ul style="list-style-type: none"> ● 岩手県からの要請を受けた国土交通省からの要請に基づき、岩手県下被災市町村等に職員を派遣。(22 名、うち 2 名は市に出向) ● 宮城県からの要請を受けた国土交通省からの要請に基づき、宮城県下被災市町村等に職員を派遣。(24 名) ● 現地派遣者の支援を行う組織として本社に震災復興支援室を設置。 ● ホームページ及び研修サイトに法人の対応状況等を逐一掲載し、被災者等へ最新の情報を提供

<p>④災害復興宅地融資の新設 ⑤財形住宅融資への被災者向け特約措置の適用 ※災害復興宅地融資を含む。の実績（平成23年3月から9月） 申込件数（預給債） 1,803件 実行件数・金額 117件・1,298,400千円</p>	<p>(2)居住者に対する返済方法の変更 被災された住宅金融支援機構（旧公庫機構、フラット35（買取型）を含む）の居住者に対する返済期間の延長、返済金の払込みの滞り期間の延長及び滞り期間中の金利引下げの拡充 (3)「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」への対応 平成23年8月22日から「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理の申出の受付を開始 (4)債権回収加入者への対応 ①特約料の払込期間の猶予または払込滞り特約料の一時返戻 ②債権回収費用に必要書類の簡素化 ③被災者からの相談対応及び各手続受付の体制整備 2.被災者向け本部の設置及び東北支店への現地被災者対応本部の設置 (1)本部への被災者向け本部の設置及び東北支店への現地被災者対応本部の設置 (2)電話相談態勢の拡充 震災発生の日頃から、お客コールセンターにフリーダイヤル（災害専用ダイヤル）を設置し、土日含め、被災された方からの電話相談を実施 (3)ホームページ等による災害復興住宅融資等の周知 ①記者発表、ホームページの拡充による周知 ②関係機関との連携体制の構築 (4)関係機関との連携体制の構築 ①工事着業業務に関する地方公共団体等との連携の強化 ②危険箇所における災害復興交付窓口の開設 ③災害復興業務に関する金融機関との連携 ④被災地における現地相談の実施 如上市など地方公共団体に連携員を派遣し、相談業務を実施 ⑤財務諸表情報 東日本大震災の影響による今後の貸付損失に備えるため、被害状況等の実績を可能な限り自己査定に反映させ、合理的な見積額を貸付引当金として法人全体で791億円積み増した。</p>
---	---

<p>日本道路保有・債権返済業務</p>	<p>③財務諸表情報 ●業務への影響（業務中止、目標未達等） 【業務への影響】 ・東北地方を主とする約3,000kmの高速道路について、安全の確認及び復旧のための地震発生直後から通行を制限せざるを得ない状況となった。 ・被災後、直ちに高速道路の通行止めを実施し緊急点検を開始。常態をはじめ高速度道路に大きな被害が及んだが、緊急復旧には主要路線を中心に大部分の区間で緊急通行車両の通行を可能とし、その後さらに段階的に復旧を進め、地震発生から3週間後には、原状規制区間を除く全線を通行可能とした。 ・地震への対応に関する政府方針に従い、高速道路利用促進事業等で平成23年4月より予定されていた新たな料金割引の実施については当面延期し、それまでの料金割引を継続することとした。 ・その後、5月に復旧・復興に必要な財源を確保するための震災財源確保法が施行されたことを受け、平成23年3月31日までに国庫に納付する2,500億円（特別国庫納付額）を確保するため、利用促進計画、関係各高速道路社との協定等を見直した。 ○震災対応関係の業務内容 ・債権及び高速道路公社は、震災後、直ちに高速道路の通行止めを逐次解除し緊急点検を開始。常態をはじめ高速度道路に大きな被害が発生したが、緊急復旧には主要路線を中心に大部分の区間で緊急通行車両の通行を可能とし、その後さらに段階的に復旧を進め、地震発生から3週間後には、原状規制区間を除く全線を通行可能とした。（再掲） ・原状事故対応に使用する重量のコンクリートポンプ車や掘削法の汚染処理のためのタンク車等の搬送について、迅速に走行条件等を検討・調整して協力。 ・緊急通行車両認識標識の交付を受けた特殊車両の通行方法に即する手続きについて、関係機関及び高速道路会社と連携して、迅速かつ簡便に行うよう所要の措置を講じた。 ・自衛隊からの燃料など危険物積載車両に関する走行ルートや特殊車両の通行等についての照会に対し、口頭指示などの柔軟な対応。 ・日頃の訓練を活かし、迅速な非常体制の構築（地震発生3時間後には、重要継続業務である通行禁止要請等の道路整理依頼を迅速な非常体制に移行し、代行）及び東京及び関西の各都府県の各都府県により業務を円滑かつ滞りなく継続実施。 ・被災地における負担軽減のため、占用料請求手続きについて高速道路公社と調整を図り、現地の被災状況を確認しながら柔軟に対応。 ・政府方針等に基づく料金割引制度変更の情報をホームページに掲載して周知 ・早期に高速道路を復旧するため、一次補正予算に計上された災害復興無利子貸付金に係る国からの補助金について、高速道路公社からの請求に基づき、無利子貸し付けを滞りなく実施。</p>
<p>住宅金融支援業務</p>	<p>③財務諸表情報 ●業務への影響（業務中止、目標未達等） 【業務への影響】 ・東日本大震災直後のMMBSの起債において、投資家需要が発行予定額（約2,100億円）に不足していたため、MMBS発行に係る緊急時の対応計画（コンティンジェンシープラン）に基づき買取価格プールを分割して506億円を発行した。 ・これによりMMBSを継続的に発行するとともに、大震災後の起債市場の安定化にも寄与した。 なお、未調達となった約1,600億円は、翌月の起債により全額調達することができた。 ○震災対応関係の業務内容 1.被災者の住宅復旧及び生活再建への支援 (1)災害復興住宅融資の拡充等 ①災害復興住宅融資の融資金利引下げ ②災害復興住宅融資（建設・購入）の元金据置・返済期間の延長 ③災害復興住宅融資の申込期間の延長</p>

防衛省

法人名 駐留軍 等労働 者労働 管理機 構	法人への影響・震災対応関係の業務等 ●業務への影響（業務中止、目標未達等） ○震災対応関係の業務内容 ◎財務諸表情報
--------------------------------------	---

環境省

法人名 国立環 境研究 所	法人への影響・震災対応関係の業務等 ●業務への影響（業務中止、目標未達等） 【業務への影響】 ・配管類の破断等のため、電気、水道、ガス、空調が停止したため、復旧までの間、所の活動が大綱に制限され、研究に支障が生じた。 ・夏期節電について業務への影響を最小限に抑えつつ対策に努めたが、サーバーコンピュータの一部稼働停止、恒温恒湿環境の調査等により、研究業務に一部支障が生じた。 【中止等】 ・4月の科学技術週間に伴う施設一般公開の中止 ○震災対応関係の業務内容 ・「災害対策本部」を設置（3月14日） ・つくば市における環境大気中の放射性物質の種類と濃度を測定・公表（3月15日～） ・「私立行政法人国立環境研究所日本大震災復旧・復興調査本部」を設置（3月29日） ・「東日本大震災関連ページ」を開設、環境関連の産災情報検索サービス（3月31日～） ・災害廃棄物処理に関する技術的支援を行うため、研究者・専門家ネットワークの立ち上げを行うとともに、研究者の現地派遣等を随時実施。北茨城～鹿嶋に職員を派遣し、現地で生じている災害廃棄物の状況調査等を実施（4月5日） ・「東日本大震災火傷・複関節炎」を設置（4月6日） ・廃棄物資源循環学会タスクチームの活動の一環として職員を岩手県に派遣し、現地で採取した災害廃棄物の燃焼試験を環境研究センターにて実施（5月上旬～） ・今夏（7月1日～9月30日）の節電対策として、前年実績に比べ20%以上抑制する数値目標を設定し具体的な減計画を策定（6月16日） ・運営費交付金を活用して、必要となる現地調査や調査結果の解析を迅速に実施し、環境HP等で公表 ・「災害廃棄物」に関する緊急研究プログラムを立ち上げ、研究テーマを整理・検討 ・災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の推進を目的として、宮城県・岩手県・福島県の沿岸市町村を対象に、環境省職員・研究者・技術者で構成するチームによる巡回訪問を実施。第1巡回訪問（5月30日～6月10日）及び第2巡回訪問（7月12日～7月29日）において、環境省からの派遣要請を受け、養殖漁獲・廃棄物研究センター研究者を当該巡回チームに順次派遣し、災害廃棄物処理に関する技術的助言を実施。
環境再 生保全 機構	◎財務諸表情報 ●業務への影響（業務中止、目標未達等） ○震災対応関係の業務内容 ・平成23年度の汚染負荷重課料金の申告・納付の期限（5月16日）を下記のとおり延長。 青森県及び茨城県 7月29日 岩手県、宮城県及び福島県の一部地域 9月30日 9月30日を期限とされなかった岩手県及び宮城県の一部地域 12月15日 なお、宮城県及び福島県の一部地域は延長措置を継続 ・震災被災地域の居住者に限り、石綿救済法に基づく申請期限等を延長（8月31日まで） ・被災により「石綿健康被害医療手帳」が手元に無い場合でも、当面の間、自己負担無く指定医師の治療の受診を可能とする措置。 ◎財務諸表情報

日本私立
学校振
興・共済
事業団

●業務への影響（業務中止、目標未達等）
【業務への影響】
・回収計画の実施状況：未収法人5法人のうち、文書での督促等により3法人を回収した。残り2法人に
ついては、東日本大震災の影響により返済を猶予。
・被災した学校法人に対し、平成23年3月期の元金の償還及び利息の支払いを猶予した。（元引合計6法
人、19,038,325円）
・経営改善計画の作成支援及び進捗状況のフォローアップ、学校法人等に対する積極的な情報の提供を図るた
めの法人等への資料提供（送付）について、震災の影響を考慮し、遅らせた。

○震災対応関係の業務内容
・被災学校法人等への融資
・被災学校法人等への返済猶予
・被災した私学共済加入者の医療機関の窓口負担の免除
・被災した私学共済加入者への災害見舞金の支給
・企画・総務担当理事を本部長とした九段事務所・湯島事務所所合同の緊急災害対策本部の設置（被災状況の把
握・災害復旧に係る支援及び私学共済加入者に対する支援の方法の検討並びに関係機関との連絡・調整の実
施）
・【事業団緊急災害対策本部会議】の開催
・被災した学校法人等からの経営相談に充当する「災害対策相談窓口」の設置
・補助金事務交付（平成23年3月18日送金予定）にあたり、法人指定金融機関の口座へ送金が可能かど
うかを、78法人へ照会
・東京慈恵病院救急車（1台）の貸出し（平成23年3月16日～23日：公立気仙沼総合病院）
・信託施設（会館等）の被災した加入者への提供（平成23年3月16日～6月30日：信託料無料、倉庫代
は実費負担）
・被災した加入者等の保険医療機関等受診時の一部負担金徴収猶予及び減免等措置
・加入者証等を紛失した場合でも受診が可能であること、遅やかに再発行を行うこと等のホームページによる
周知
・東京慈恵病院看護師（1名）の派遣（平成23年3月22日～25日：宮城県内の医療施設及び通達所）
・学校法人等に対する被災に伴う各種届出書類の提出期限の延長、掛金の納付期限の延長、災害見舞金の支給
等
・上記各種事務の取扱いについて学校法人等代表者・任意継続加入者宛に通知文書を送付（3月29日付
け、3月30日ホームページ掲載）
・緊急に資金が必要な場合においても融資ができるよう「買付金査定細則」を平成23年3月31日付けで改
正
・融資に係る保証人免除等、事業団融資の在り方について文部科学省と協議を実施
・既存メニューにおける支援策を後押し、4月7日付けで「東日本大震災災等被災された学校法人に対する
融資制度のご案内」を通知
・救済を受けた買付先法人の被災状況を自己査定に反映させ、より適切なリスク管理を実施
・加入者資格の特例措置について、学校法人等代表者宛て4月15日付け「東日本大震災に係る加入者資格の
特例措置について」を通知
・今後の掛金等の納期限の取扱いについて、学校法人等代表者宛て4月15日付け「掛金・児童手当拠出金に
係る納期限の取扱いについて（お知らせ）」を通知
・災害見舞金等請求の現地における受付・審査の実施について、4月15日・22日付け学校法人等代表者宛て
「東日本大震災により被災された加入者の皆様への災害見舞金等の現地受付及び納付金等の早期支払いの
実施について」を通知
・災害見舞金等請求の現地における受付・審査の実施について、4月15日・22日付け任意継続加入者宛て「東
日本大震災により被災された任意継続加入者の皆様への災害見舞金等の現地受付及び納付金の早期支払い
の実施について」を通知
・加入者貸付の特例措置について、学校法人等代表者宛て4月15日付け「平成23年東日本大震災により被災
された加入者の皆様に対する買付利率の取り扱いについて（お知らせ）」を通知
・災害見舞金等の現地における審査・決定
4月25日～27日：宮城（仙台）、5月10日～12日：岩手（盛岡）、5月10日～12日：茨城（水戸・龍野・
土浦）、5月17日～18日：岩手（盛岡・花巻）、5月23日～26日：福島（福島（2日間）・郡山（2日間））、
5月24日～26日：岩手（一関）、宮城（仙台・石巻）
・災害の復旧状況を勘案した掛金等の納期限の取扱いについて、学校法人等代表者宛て5月13日付け「掛金・
児童手当拠出金に係る納期限の取扱いの変更について（お知らせ）」を通知

●第一次補正予算成立に伴い、被災した学校法人等の早期復旧を図るため、5月10日付けで「東日本大震災
により被災された学校法人等に対する復旧支援融資のご案内」を通知
*無利子・長期低金利融資の実施に伴う負担軽減のため、事業団への出資金として、226億円が予算措置（7
月13日受領）
・被災地域の学校法人に対する受償者指定寄付金を利用した寄付のお願いについて、5月24日付け「東日本
大震災により被災された私立学校・私立幼稚園への寄付のお願い」を個人・企業宛て通知
・東日本大震災に対するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う特例措置について、5月
26日付け学校法人等代表者及び任意継続加入者宛て「東日本大震災に処するたための私立学校教職員共済
法等の特例等について」を通知
・第一次補正予算成立に係る被災した大学等の教育研究活動の復旧に要する経費及び被災学生を対象とした学
費軽減事業等に対する私立大学等経費補助金の取扱いについて、5月27日付け学校法人等代表者宛て通知
・一部負担金等の免除申請の事務手続き等について、6月13日付け学校法人等代表者及び任意継続加入者宛
て「東日本大震災により被災した加入者等（任意継続加入者等）にかかると一部負担金等の免除申請と還付請
求の手続きについて」を通知
・被災地域の学校法人の既在預付（教育・国営建築等基金）について、6月15日付け「東日本大震災で被災
された学校法人の皆さまへの返済猶予の実施について」ホームページにて発表
・災害の復旧状況等を勘案し延長後の掛金等の取扱いについて、6月21日付け学校法人等代表者宛て「掛金・
児童手当拠出金に係る延長後の納期限の取扱いについて（お知らせ）」を通知
・私立大学等経費補助金の第一次交付額（7月29日交付）13,216百万円
・被災地域の学校法人に対する復旧支援融資（5月10日付け案内文書送付）に関して、6月29日付け「東日
本大震災により被災された学校法人等に対する復旧支援融資について（融資条件変更のご案内）」として被災
地域の学校法人宛て通知
・災害の復旧状況等を勘案し延長後の掛金等の取扱いについて、8月29日付け学校法人等代表者宛て「掛金・
児童手当拠出金に係る延長後の納期限の取扱いについて（お知らせ）」を通知
・被災地域の学校法人に対する復旧支援融資における専修・各通学校の買付対象範囲の拡大について、9月1
日付け「東日本大震災により被災された学校法人等に対する復旧支援融資のご案内について（専修学校・各
通学校の買付対象範囲の変更のご案内）」をホームページに掲載
・被災した私立学校法人のニーズとそれを支援する企業、個人等の寄付要請に広げるための「東日本大震災により
被災した私立学校への寄付金支援 私学支援ポータルサイト」を9月1日付けホームページに掲載
・東日本大震災に処するたための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う特例措置について、特定
被災地域の追加による私学共済制度の特例措置の実施について9月5日付け学校法人等代表者及び任意
継続加入者宛て「東日本大震災に処するたための私立学校教職員共済法等の特例等について」を通知

◎財務諸表情報
・債務者の被害状況及び担保物件の状況等の把握を、可能な限り自己査定に反映させ、合理的な見積額を計上

法務省

<p>法人名 日本司法支援センター</p>	<p>法人への影響：震災対応関係の業務等</p> <p>●業務への影響（業務中止、目標未達等） 【業務への影響】平成22年12月から同23年3月までの新旧コールセンターの並行稼働期間を経て、平成23年4月から仙台コールセンターの単独稼働に移行する予定であったが、東日本大震災により、単独稼働への移行は3か月遅れ、同年7月からの実施となった。</p> <p>○震災対応関係の業務内容 【東日本大震災電話相談】生活消費の一助となるべく支援を行うものとして、東京の弁護士会館に設置した電話にて弁護士による被災者を対象とした無料電話相談。期間：3月23日～9月22日。平日10:00～15:00 【東日本大震災仙台電話相談】被災した宮城県民に対する法的な支援を目的とした弁護士による無料電話相談。期間：4月11日～10月7日。平日10:00～19:00（時期により変動あり） 【東日本大震災携帯電話相談】被災された方々のための緊急の相談に対応することを目的とした弁護士による無料電話相談。期間：5月23日～9月30日。月～土13:00～16:00 【東日本大震災被災者・避難者支援 司法書士無料電話相談】東日本大震災による被害を受けた方々、避難先においての方々を対象に、司法書士が土地・建物、住宅ローン、借地・借家関係、会社関係、財産管理などの電話無料相談。期間：4月18日～6月30日。平日10:00～16:00 【避難所等への巡回相談】地元弁護士会・日本弁護士連合会等の関係団体と連携協力の上、避難所等において、契約弁護士等による出張・巡回相談を実施。 【震災Q&A集の作成・配布】日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等との連携による電話相談やコールセンター（法テラス・サポートダイヤル）に寄せられた問い合わせを基に11月中旬に被災地へ配布予定） 【被災地出張所の開設】被災者の抱える法的問題の解決について専門家による支援の需要が増加することから、これに対応するため、宮城県本吉郡南三陸町に出張所を開設（10月3日）。同出張所では、凶弾被害等と連携協力の弁護士による無料法律相談、各種専門家（司法書士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士、土地家屋調査士、建築士、税理士）による無料相談（消費者庁、国民生活センターと連携）、車内で相談対応可能な自働車を利用した仮設住宅等での巡回相談などを実施しているほか、仙台弁護士会のADR窓口を併設し、被災者の様々なニーズに対応。また、宮城県亶理郡山元町（12月1日開設予定）及び同県東松島市（平成24年1月開設予定）にも、同様の出張所を設置すべく準備中。 【被災者を対象とした民法法律援助制度の拡充】業務方法を改正し、東日本大震災の被災者で①建物が半壊以上の損害を受け、その罹災証明書のある方②原子力発電所事故に伴う避難を余儀なくされた方については、自己破産事件予備金（管財人報酬等）の立替えを可能とし、①の方については立替金の償還猶予も可能とするなど、被災者の生活再建が速やかに図られるような措置を執った。</p> <p>◎財務諸表情報</p>
---------------------------	--

(注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会事務局が各施設等のH/P、平成22年度業務実績報告書、財務諸表等を閲覧して確認した範囲の情報を基に、各府省にも照会して取りまとめたものである。(平成23年11月1日現在)

- 2 各項目は、便宜上以下のとおり整理したものである。
 ●業務への影響：主に業務実績報告書から業務への影響に関する記述を抽出し、整理したもの。
 ○震災対応関係の業務：主に法人が震災に関連して実施した業務に係る記述を法人のH/P、業務実績報告書等から抽出し、整理したもの。
 ◎財務諸表情報：上記以外で、主に財務諸表から震災に係る記述を抽出し、整理したもの。